

大牟田市健康福祉総合計画別冊 障害福祉編

(第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)

目 次

1	計画の位置づけ	2
2	計画期間	3
3	計画の達成状況の点検及び評価	3
4	令和5年度の成果目標の設定	4
5	障害福祉サービス等の利用決定者数の推移	8
6	障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策	9
7	障害児通所支援等の見込量と確保のための方策	17
8	地域生活支援事業の実施に関する事項	21

1 計画の位置づけ

この大牟田市健康福祉総合計画別冊障害福祉編（以下、「別冊障害福祉編」）は、大牟田市健康福祉総合計画（以下「計画本編」）の別冊であり、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標、各年度における障害福祉サービス等の見込量を設定しているものです。

計画本編に掲げる理念や基本目標、施策等と合わせて、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に定める、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画と位置づけます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）抜粋

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 （第3項以下 略）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）抜粋

（市町村障害児福祉計画）

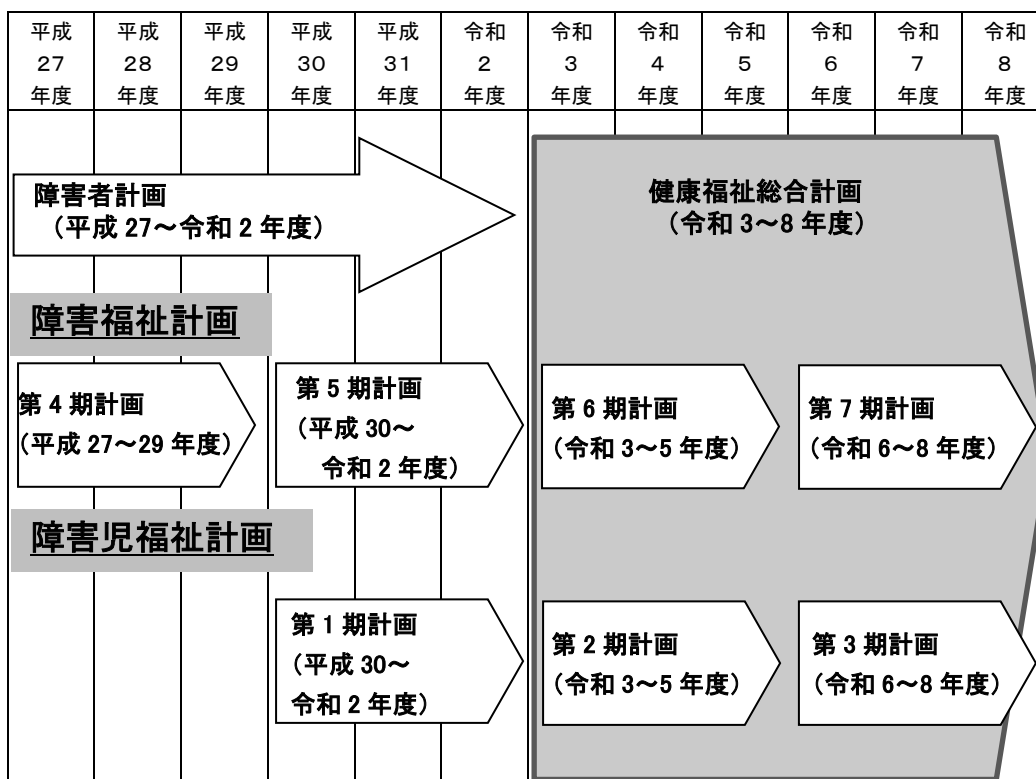
第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量（第3項以下 略）

2 計画期間

第6期及び第2期計画の期間は、国の基本指針に即して、令和3年度から5年度までの3年間とします。



3 計画の達成状況の点検及び評価

事業の進捗状況及び成果目標の達成状況等について、1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向を踏まえながら、点検・評価を行います。

4 令和5年度の成果目標の設定

国が定める基本指針に即して、令和5年度の成果目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

① 令和元年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する人の数

国の基本指針	令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを旨とする。
市の成果目標	14人
考え方	国の基本指針を踏まえ、令和元年度末時点の施設入所者数(225人)の6%である14人を地域生活に移行する者の数として設定しました。

第5期計画の実績

目標値(A)	22人
実績(B)※	7人
達成率(B/A)※	31.8%

※実績値は令和元年度末

② 令和元年度末と比較した施設入所者の減少数

国の基本指針	令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
市の成果目標	4人
考え方	国の基本指針を踏まえ、令和元年度末時点の施設入所者数(225人)の1.6%である4人を施設入所者の減少数として設定しました。

第5期計画の実績

目標値(A)	5人
実績(B)※	11人
達成率(B/A)※	220%

※実績値は令和元年度末

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	令和5年度の精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数を316日以上とする。
市の成果目標	地域相談支援事業の利用を1人以上とし、相談支援事業所と連携し、利用者の退院後の生活日数を把握する。
考え方	国の基本指針を踏まえ、把握可能な目標を設定します。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実【新規】

国の基本指針	地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
市の成果目標	年1回以上地域生活支援拠点等整備プロジェクト会議を開催する。
考え方	国の基本指針を踏まえ、目標を設定します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

①福祉施設の利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する人の数

国の基本指針	令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。そのうち、就労移行支援の利用者については、1.30倍以上、就労継続支援A型利用者については1.26倍以上、B型利用者については1.23倍以上とする。
市の成果目標	34人（うち移行支援：32人 継続支援：各1人）
考え方	国の基本指針を踏まえ、一般就労する者の数として34人を設定しました（令和元年度の移行実績26人）。また、そのうち、就労移行支援事業の利用者の数を32人、就労継続支援事業の利用者の数を各1人で設定しました。（令和元年度の移行実績：就労移行利用者25人 B型利用者1人）

第5期計画の実績

目標値（A）	24人
実績（B）※	26人
達成率（B/A）※	108.3%

※実績値は令和元年度末

②就労定着支援事業の利用者数【新規】

国の基本指針	就労移行事業等を通じて一般就労した者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
市の成果目標	70%
考え方	国の基本指針どおりとします。

③就労定着支援事業の職場定着率【新規】

国の基本指針	就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割とする。
市の成果目標	70%
考 え 方	国の基本指針どおりとします。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの設置

国の基本指針	令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
市の成果目標	1か所
考 え 方	国の基本指針どおりとします。

参考

令和元年度末実績値	1か所
-----------	-----

②保育所等訪問支援を実施できる事業所数

国の基本指針	令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
市の成果目標	4か所
考 え 方	国の基本指針を踏まえ、目標を設定します。

参考

令和元年度末実績値	3か所
-----------	-----

③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

国の基本指針	令和5年度末までに主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
市の成果目標	各1か所
考 え 方	国の基本指針どおりとします。

参考

令和元年度末実績値	受入可能な事業所 2か所
-----------	-----------------

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針	令和5年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設け、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
市の成果目標	協議の場を設置する コーディネーターを1人配置する
考 え 方	国の基本指針どおりとします。

参考

令和元年度末実績値	子ども支援部会設置 医療的ケア児等コーディネーター研修終了者3人
-----------	-------------------------------------

(6) 相談支援体制の充実・強化等に関する目標について【新規】

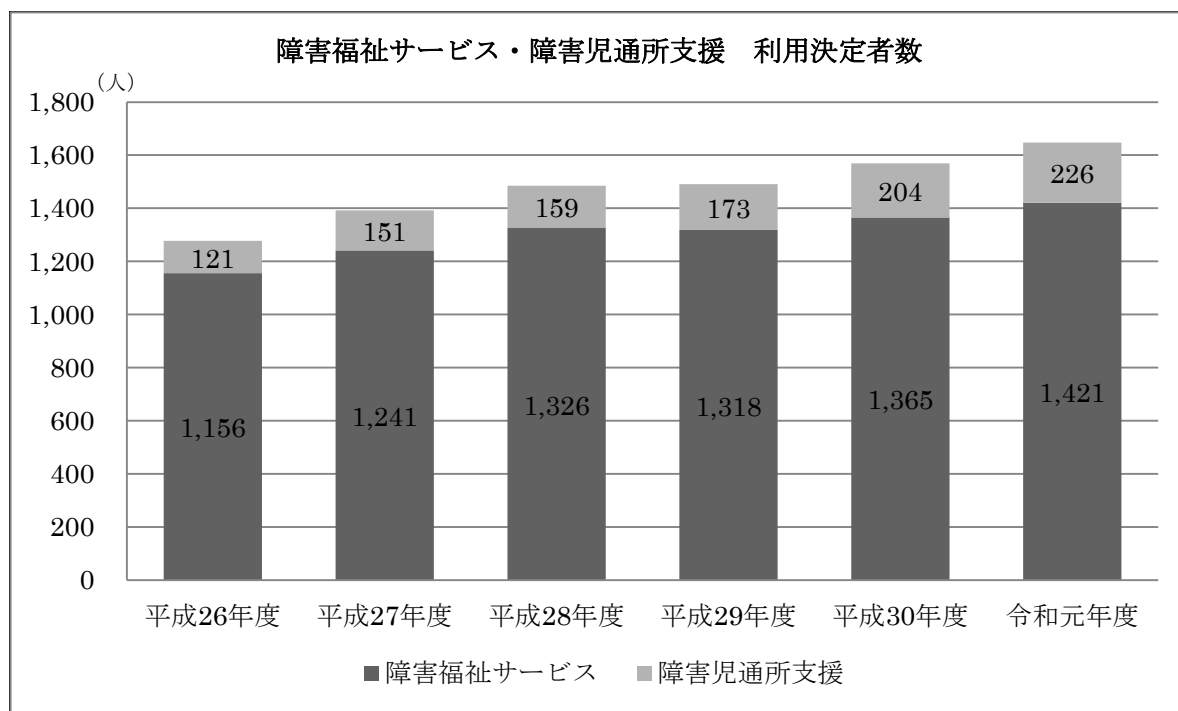
国の基本指針	令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。
市の成果目標	包括的支援体制を充実する。
考 え 方	国の基本指針を踏まえ、目標を設定します。

(7) 障害サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築【新規】

国の基本指針	令和5年度末までに、都道府県又は市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。
市の成果目標	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所と共有するため、集団指導を実施する。
考 え 方	国の基本指針を踏まえ、目標を設定します。

5 障害福祉サービス等の利用決定者数の推移

大牟田市の障害福祉サービスと障害児通所支援の利用決定者数（重複を含む）は、令和2年3月末現在で、1,627人です。年々増加傾向にあり、平成26年度から令和元年度の伸び率は、障害福祉サービス22.9%、障害児通所支援86.8%となっており、障害児通所支援の伸びが顕著です。



6 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

令和3年度から5年度までの3か年における障害福祉サービス等の見込量を定めて、大牟田市におけるサービス提供体制の計画的な整備を図るものです。

国の基本指針を踏まえつつ、近年の利用実績等を考慮し、見込量を定めました。

※2年度実績は、2年10月末現在での見込。

※見込量の単位について

●時間・・・月間のサービス提供時間

●人日・・・「月間の利用人員（実人員）」×「一人あたり一月の平均利用日数」

●人・・・月間の利用人員（実人員）

(1) 訪問系サービス

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問による介護サービスを提供します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	重度の視覚障害により、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。

【第5期計画における見込量と実績】

単位：上段 延利用時間／月、下段 実利用者数

サービス名	30年度		元年度		2年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
訪問系サービス合計	8,861 380	9,088 383	9,099 393	9,268 399	9,338 407	9,528 416
居宅介護	7,032 313	7,333 319	7,102 322	7,501 337	7,167 331	7,744 353
重度訪問介護	452 9	376 7	552 11	465 7	653 13	465 7
同行援護	1,353 51	1,356 52	1,420 53	1,235 51	1,491 56	1,235 51
行動援護	24 7	23 5	25 7	67 4	27 7	84 5
重度障害者等包括支援	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

【第6期計画の見込量】

単位：上段 延利用時間／月、下段 実利用者数

サービス名	3年度	4年度	5年度
訪問系サービス合計	10,149 437	10,635 458	11,178 480
居宅介護	8,096 368	8,470 385	8,866 403
重度訪問介護	560 8	630 9	700 10
同行援護	1,407 55	1,427 57	1,477 59
行動援護	86 6	108 7	135 8
重度障害者等包括支援	0 0	0 0	0 0

【見込量確保のための方策】

訪問系サービスについては、地域での自立した生活を送るうえで必要不可欠なものであり、障害のある人とその家族が地域で安心して暮らせるよう、継続して実施するとともにサービス提供体制の確保に努めます。

サービス提供事業所の人材確保とサービスの質の向上に資するよう、研修制度等の周知を図ります。

(2) 日中活動系サービス（介護給付）

常時介護を必要とする重度の障害者が、日中、必要な介護を受けながら安心して生活できるよう、「生活介護」や「療養介護」を提供します。

また、緊急時の対応やご家族の介護負担の軽減等のために「短期入所」を提供します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所（福祉型・医療型）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【第5期計画における見込量と実績】

単位：上段 人日／月、下段 実利用者数

サービス名	30 年度		元年度		2 年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
生活介護	8,239 392	7,502 378	8,321 396	7,889 382	8,404 400	7,889 382
療養介護	1,023 33	899 29	1,054 34	837 27	1,085 35	1,054 34
短期入所	194 33	213 35	211 36	86 26	227 39	157 32
短期入所（福祉型）	171 27	196 30	184 29	84 25	196 31	135 27
短期入所（医療型）	23 6	17 5	27 7	2 1	31 8	22 5

【第6期計画の見込量】

単位：上段 人日／月、下段 実利用者数

サービス名	3年度	4年度	5年度
生活介護	7,946 382	7,946 382	7,946 382
療養介護	1,085 35	1,116 36	1,147 37
短期入所	157 32	157 32	157 32
短期入所（福祉型）	135 27	135 27	135 27
短期入所（医療型）	22 5	22 5	22 5

【見込量確保のための方策】

障害のある人の増加や、介護者の高齢化によりニーズがあることから、事業者と連携して、サービス提供体制の確保に努めます。

コロナウイルス感染症の影響で、新規の受け入れが困難になっている短期入所については、感染症に十分配慮しつつ、情報提供を行うなど、スムーズな利用ができるよう支援をします。

(3) 日中活動系サービス（訓練等給付）

障害者が自立した生活を送るために必要な自立訓練や、就労移行・継続のための支援サービスを提供します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立訓練（機能訓練）	身体障害者を対象に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練等を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障害者・精神障害者を対象に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A型では、雇用契約を結んで就労の場を提供します。
就労継続支援B型	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 B型では企業やA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人などを対象とします。
就労定着支援	就労移行支援等を経て一般就労へ移行した人に、相談を通じて生活面での課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて支援を行います。

【第5期計画における見込量と実績】

単位：上段 人日／月、下段 実利用者数

サービス名	30年度		元年度		2年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
自立訓練（機能訓練）	23 1	69 4	23 1	33 2	23 1	45 3
自立訓練（生活訓練）	519 30	524 35	519 30	529 30	519 30	508 31
就労移行支援	1,835 100	1,084 67	1,927 105	968 62	2,019 110	1,035 62
就労継続支援A型	3,770 182	3,492 174	3,957 191	4,395 213	4,164 201	4,658 225
就労継続支援B型	4,034 224	4,261 257	4,142 230	4,459 257	4,268 237	4,459 264
就労定着支援	11	33	23	47	36	47

【第6期計画の見込量】

単位：上段 人日／月、下段 実利用者数

サービス名	3年度	4年度	5年度
自立訓練（機能訓練）	45 3	45 3	45 3
自立訓練（生活訓練）	508 31	508 31	508 31
就労移行支援	1,035 63	1,069 64	1,086 65
就労継続支援A型	4,906 237	5,175 250	5,465 264
就労継続支援B型	4,688 271	4,827 279	4,965 287
就労定着支援	49	51	53

【見込量確保のための方策】

ニーズに応じたサービスの提供ができるよう、複数の事業を一体的に運営する多機能型事業所の実施を促進します。サービス事業者、障害者就業・生活支援センターや特別支援学校等関係機関と連携し、障害のある人の就労に向けた支援を継続します。

(4) 居住系サービス

障害者の自宅以外の生活の場として、共同生活援助（グループホーム）などの施設に入所するサービスを提供します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、その人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	障害者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援等の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間などにおける入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。

【第5期計画における見込量と実績】

単位：人

サービス名	30年度		元年度		2年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
自立生活援助	1	0	1	0	1	0
共同生活援助（グループホーム）	133	132	141	137	150	142
施設入所支援	233	226	232	225	231	224

【第6期計画の見込量】

単位：人

サービス名	3年度	4年度	5年度
自立生活援助	1	1	1
うち精神障害者	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	150	159	168
うち精神障害者	40	43	45
施設入所支援	223	222	221

【見込量確保のための方策】

共同生活援助（グループホーム）については、施設整備が進んでいることから、適正な利用、事業所への情報提供に努めます。

自立生活援助は事業所が県内に7カ所しかないため、情報収集や制度の理解と周知に努めます。

(5) 相談支援

障害のある人の相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用援助などの相談支援を実施します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
計画相談支援	サービスを利用する際に、サービス等利用計画案の作成、事業者等との連絡調整及びモニタリング等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人又は入院している精神障害者を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業者への同行支援等を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した人や、家族との同居から一人暮らしに移行した障害者等に対し、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等において、相談その他の必要な支援を行います。

【第5期計画における見込量と実績】

単位：人/年

サービス名	30年度		元年度		2年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
相談支援合計	1,157	1,319	1,192	1,290	1,228	1,314
計画相談支援	1,155	1,317	1,190	1,290	1,226	1,312
地域移行支援	1	1	1	0	1	1
地域定着支援	1	1	1	0	1	1

【第6期計画の見込量】

単位：人/年

サービス名	3年度	4年度	5年度
相談支援合計	1,446	1,532	1,623
計画相談支援	1,444	1,528	1,617
地域移行支援	1	2	3
うち精神障害者	1	2	3
地域定着支援	1	2	3
うち精神障害者	1	2	3

【見込量確保のための方策】

計画相談支援については、障害福祉サービスを利用するすべての人が対象となるため、利用計画等に関する連絡調整が適切に行われるよう、大牟田市自立支援・差別解消支援協議会の相談支援部会等関係機関の連携、研修会等への参加促進を図ります。地域移行支援及び地域定着支援については、実績を積み重ね、事例等の共有を行っていきます。

7 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策

(1) 児童発達支援

【サービスの実施内容】

児童福祉施設等において、障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。

【第5期計画における見込量と実績】

		30年度		元年度		2年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
利用者数	(人日/月)	442	479	442	482	442	554
	(人)	30	35	30	38	30	41

【第6期計画の見込量】

		3年度	4年度	5年度
利用者数	(人日/月)	608	662	716
	(人)	45	49	53

【見込量確保のための方策】

令和2年度に新規事業所が2か所開設され、提供体制は整ってきています。関係機関との連携を強化し、療育の場の充実を図ります。

(2) 放課後等デイサービス

【サービスの実施内容】

授業終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設において、障害のある児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

【第5期計画における見込量と実績】

		30年度		元年度		2年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
利用者数	(人日/月)	1,440	1,725	1,519	1,949	1,585	1,973
	(人)	109	122	115	127	120	137

【第6期計画の見込量】

		3年度	4年度	5年度
利用者数	(人日/月)	2,131	2,304	2,491
	(人)	148	160	173

【見込量確保のための方策】

令和2年度に新規事業所が2か所開設され、利用者も年々増加しています。自立支援・差別解消支援協議会の子ども支援部会等、関係機関の連携を強化し、サービス内容の質の確保に努めます。

(3) 保育所等訪問支援**【サービスの実施内容】**

専門職が障害児のいる保育所等の施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活に受け入れるようになるための支援を行います。

【第5期計画における見込量と実績】

		30年度		元年度		2年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
利用者数	(人日/月)	4	0	4	0	4	1
	(人)	2	0	2	0	2	1

【第6期計画の見込量】

		3年度	4年度	5年度
利用者数	(人日/月)	4	5	6
	(人)	4	5	6

【見込量確保のための方策】

必要に応じて、適切な支援ができるよう関係機関と連携し、事業を進めていきます。

(4) 居宅訪問型児童発達支援**【サービスの実施内容】**

重度の障害の状態にあり外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

【第5期計画における見込量と実績】

		30年度		元年度		2年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
利用者数	(人日/月)	2	0	4	0	6	0
	(人)	1	0	2	0	3	0

【第6期計画の見込量】

		3年度	4年度	5年度
利用者数	(人日/月)	1	1	1
	(人)	1	1	1

【見込量確保のための方策】

市内に事業者がないため、ニーズの把握と情報収集に努めます。

(5) 医療型児童発達支援

【サービスの実施内容】

上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対し、日帰りで治療を行うとともに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

【第5期計画における見込量と実績】

単位：人

		30年度		元年度		2年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
利用者数	(人日/月)	0	0	0	0	0	0
	(人)	0	0	0	0	0	0

【第6期計画の見込量】

		3年度	4年度	5年度
利用者数	(人日/月)	0	0	0
	(人)	0	0	0

【見込量確保のための方策】

過去に実績はなく、サービスを実施する事業所も遠方にしかないため、今後も利用はないと見込んでいます。県内の動向を注視しながら、情報収集に努めます。

(6) 障害児相談支援

【サービスの実施内容】

サービスを利用する際に、障害児支援利用計画案の作成、事業者等との連絡調整及びモニタリング等を行います。

【第5期計画における見込量と実績】

単位：人

	30年度		元年度		2年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
利用者数	174	209	180	226	185	244

【第6期計画の見込量】

単位：人

	3年度	4年度	5年度
利用者数	277	307	340

【見込量確保のための方策】

児童の心身の状況や生活環境にあったサービスの利用ができるよう、障害児相談支援事業者と連携し、相談支援の充実に努めます。

8 地域生活支援事業の実施に関する事項

(1) 相談支援事業

【サービスの実施内容】

① 相談支援事業

ア 障害者相談支援事業者

障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言等の支援を行うとともに、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

イ 障害者自立支援・差別解消支援協議会

相談支援事業の中立・公平性を確保するための委託事業者の運営評価の実施や、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議等を行います。

② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害や精神障害のある人に対し、成年後見制度の市長申立てに要する経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

【第5期計画における見込量と実績】

単位：か所（成年後見制度利用支援事業のみ人）

	30年度		元年度		2年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
障害者相談支援事業者	4	4	4	4	4	4
障害者自立支援・差別解消支援協議会	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	5	10	5	6	5	8

【第6期計画の見込量】

単位：か所（成年後見制度利用支援事業のみ人）

	実施事業者数等		
	3年度	4年度	5年度
障害者相談支援事業者	4	4	4
障害者自立支援・差別解消支援協議会	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	8	8	8

【見込量確保のための方策】

相談内容の複合化、複雑化に対応するため、相談支援事業者や自立支援協議会との連携強化を図ります。

成年後見制度利用支援については、利用が必要な方の支援を行い、適正な利用に努めます。

(2) 意思疎通支援事業

【サービスの実施内容】

聴覚、言語・音声機能などの障害のため、意思伝達に支援が必要な人に、手話通訳、要約筆記者を派遣します。また、手話通訳を行う者を福祉課に設置し、聴覚障害のある人のコミュニケーションを支援します。

【第5期計画における見込量と実績】

単位：件

	30年度		元年度		2年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
総利用件数	943	443	943	376	943	351
手話通訳者派遣事業利用件数	240	196	240	193	240	150
要約筆記者派遣事業利用件数	3	2	3	1	3	1
手話通訳者設置事業利用件数	700	245	700	182	700	200

【第6期計画の見込量】

単位：件

	3年度	4年度	5年度
総利用件数	403	403	403
手話通訳者派遣事業利用件数	200	200	200
要約筆記者派遣事業利用件数	3	3	3
手話通訳者設置事業利用件数	200	200	200

【見込量確保のための方策】

関係機関と連携しながら、引き続き提供体制の確保に努めるとともに、制度の周知広報を積極的に行うことで、聴覚障害者等のコミュニケーションを支援します。

(3) 日常生活用具給付等事業

【サービスの実施内容】

重度の障害のある人に、自立生活支援用具などの日常生活用具の給付を行います。

【第5期計画における見込量と実績】

単位：件

	30年度		元年度		2年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
総給付件数	2,914	3,001	2,952	3,085	2,990	3,153
介護・訓練支援用具	4	10	5	7	6	3
自立生活支援用具	13	22	13	15	13	16
在宅療養等支援用具	17	9	18	14	19	17
情報・意思疎通支援用具	21	49	21	62	21	58
排泄管理支援用具	2,856	2,910	2,892	2,983	2,928	3,057
住宅改修費	3	1	3	4	3	2

【第6期計画の見込量】

単位：件

	3年度	4年度	5年度
総給付件数	3,239	3,320	3,403
介護・訓練支援用具	7	7	7
自立生活支援用具	18	18	18
在宅療養等支援用具	17	18	19
情報・意思疎通支援用具	60	61	62
排泄管理支援用具	3,134	3,213	3,294
住宅改修費	3	3	3

【見込量確保のための方策】

自立した生活を支えられるよう、ニーズや実態に即した給付品目について検討し、適正な給付に努めます。

(4) 移動支援事業

【サービスの実施内容】

屋外での移動が困難な障害のある人に、社会参加のための外出の支援を行います。

【第5期計画における見込量と実績】

	30年度		元年度		2年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
実施事業者数	53	51	54	40	55	39
利用者数(人)	173	178	175	202	177	164
延べ利用時間数(時間)	26,915	27,200	26,980	30,320	27,045	24,600

【第6期計画の見込量】

	3年度	4年度	5年度
実施事業者数	40	42	44
利用者数(人)	170	172	174
延べ利用時間数(時間)	25,500	25,800	26,100

【見込量確保のための方策】

新型コロナウイルス感染症により、外出自粛やイベントの中止等の影響で、一時的に利用が少なくなっていますが、新しい生活様式でも適切な外出支援が行われるよう、事業所の確保に努めていきます。

(5) 地域活動支援センター事業

【サービスの実施内容】

日中の創作的活動や生産活動の機会の提供等を行う基礎的事業に加え、下記に掲げる事業形態で実施することにより、障害のある人の地域生活の支援を行います。

①地域活動支援センターⅠ型

精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進のための普及啓発等の事業。

なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。

②地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な障害者等に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行う事業。

③地域活動支援センターⅢ型

地域の障害者団体等が実施する、通所による障害のある人のための援護事業の実績が概ね5年以上あり、安定的な運営が図られている事業。

【第5期計画における見込量と実績】

	30年度		元年度		2年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
設置箇所数	5	5	5	5	5	5
利用者数（1日あたり 人）	75	63	75	60	75	65

【第6期計画の見込量】

	3年度	4年度	5年度
設置箇所数	5	5	5
利用者数（人）	75	75	75

【見込量確保のための方策】

障害のある人の日中活動や交流の場として、利用者が利用しやすく、事業所が持つ特性や機能を活かしていけるよう広く情報提供を行っていきます。

（6）福祉ホーム事業

【サービスの実施内容】

障害のある人に対して、低額な料金で居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に関する相談や助言等の支援を行います。

【第5期計画における見込量と実績】

	30年度		元年度		2年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
実施箇所数	1	1	1	1	1	1
利用者数（人）	5	3	5	3	5	3

【第6期計画の見込量】

	3年度	4年度	5年度
実施箇所数	1	1	1
利用者数（人）	5	5	5

【見込量確保のための方策】

地域生活への移行支援の取組みの一つとして、継続して実施していきます。

（7）訪問入浴サービス事業

【サービスの実施内容】

本事業を利用しなければ入浴が困難な在宅の障害のある人に対して、訪問による入浴サービスを提供します。

【第5期計画における見込量と実績】

	30年度		元年度		2年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
実施事業者数	2	2	2	2	2	2
利用者数（人）	3	3	3	3	3	3

【第6期計画の見込量】

	3年度	4年度	5年度
実施事業者数	4	4	4
利用者数（人）	4	4	4

【見込量確保のための方策】

必要な方へ引き続きサービスを提供できるよう、事業所の確保に努めます。

(8) 日中一時支援事業

【サービスの実施内容】

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある人に対し、障害福祉サービス事業所等において活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等の支援を行います。

【第5期計画における見込量と実績】

	30年度		元年度		2年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
実施事業所数	14	13	14	14	14	15
利用者数（人）	87	87	88	88	89	40

【第6期計画の見込量】

	3年度	4年度	5年度
実施事業者数	15	15	15
利用者数（人）	45	45	45

【見込量確保のための方策】

サービスの提供体制はあるものの、定期的に通うことができるサービスが選ばれる傾向にあります。ニーズに応じた支援が行われるよう適正な事業の実施に努めます。

(9) 社会参加促進事業

【サービスの実施内容】

障害のある人の社会参加を促進する取り組みとして、体力増強や交流等を図るスポーツ・レクリエーション教室開催等事業を実施します。

【第5期計画における見込量と実績】

単位：人

	30年度		元年度		2年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
利用者数	900	896	900	828	900	110

【第6期計画の見込量】

単位：人

	3年度	4年度	5年度
利用者数	900	900	900

【見込量確保のための方策】

関係団体と連携し、魅力ある事業を実施していきます。

(10) 奉仕員養成研修事業

【サービスの実施内容】

聴覚や視覚に障害のある人のコミュニケーションの円滑化を推進する担い手となる手話・点訳・朗読奉仕員を養成する奉仕員養成研修事業を実施します。

【第5期計画における見込量と実績】

単位：人

	30年度		元年度		2年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
手話奉仕員養成研修 修了者数	20	15	20	14	20	0
点訳奉仕員養成研修 修了者数	10	5	10	2	10	5
朗読奉仕員養成研修 修了者数	10	7	10	2	10	7
要約筆記奉仕員養成研修 修了者数	10	0	10	0	10	0

【第6期計画の見込量】

単位：人

	3年度	4年度	5年度
手話奉仕員養成研修 修了者数	20	20	20
点訳奉仕員養成研修 修了者数	10	10	10
朗読奉仕員養成研修 修了者数	10	10	10
要約筆記奉仕員養成研修 修了者数	10	10	10

【見込量確保のための方策】

広報、ホームページ、SNS、FMたんと等により事業の周知を図るとともに、受講者に利用しやすい養成講座とし、意思疎通支援体制の充実に努めます。